

福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー) 申請等手続きにおける留意点

福岡市住宅都市みどり局都市計画部交通計画課

本資料は、「福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)」の申請等の留意点をとりまとめたものです。申請の際は、補助金交付要綱及び本資料を熟読し、条件等をご理解いただいた上、申請していただきますようお願いいたします。

また、本資料ではユニバーサルデザインタクシーを『UDタクシー』と表記します。

1. 補助金

補助対象経費：車両本体価格(税抜)

補助上限額：認定レベル1、2 20万円/台

認定レベル準1 10万円/台

➤ 国若しくは県と併用可能です。

※本市の予算の範囲内となりますので、全ての申請に補助できるとは限りません。

※本市の予算や申請台数によっては、補助額が上限額を下回ることもあります。

2. 補助金の対象者

(1) 下記①～⑤を満たす事業者 (タクシー事業者)

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く)
- ② 許可の営業区域が『福岡交通圏』
- ③ 補助車両の運転手は下記のいずれかの研修または資格を有する。

ユニバーサルドライバー研修、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士

※上記の研修を受講した者、資格を有する者以外は、本市の補助を受けた車両を運転することはできません。

④ 本市の市税を滞納していない。

- 本市で調査を行いますので、(様式2)同意書を提出してください。
- 市税に係る徴収金に滞納がない証明書(申請日前30日以内)を提出しても構いません。

⑤ 暴力団又は暴力団員と関係がない。

- 本市で調査を行いますので、(様式2)同意書を提出してください。

(2) 下記①、②を満たす事業者 (リース事業者)

- ① (1)の事業者車両貸与する。
 - ② (1)④、⑤を満たす。
- 市外の事業者も申請できます。

※車両をリースで導入する場合、リース事業者が交付申請をする必要があります。

3. 補助対象車両の条件

- (1) 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が福岡市内
- (3) 交付要綱別紙の「ユニバーサル都市・福岡」ロゴマークを車体の左側面に表示
- (4) クレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済の全ての決済機能を搭載
 - 種類は問いません。
- (5) スマートフォンによるタクシー配車アプリでの配車に対応
 - 種類は問いません。

※割賦契約で導入する場合、当該年度の3月31日までに割賦を全額終了し、自動車検査証の所有者欄が申請者である必要があります。

4. 補助金の申請・報告

(1) 補助金交付申請

交付申請については、ホームページに記載する申請受付期間内に、「交付申請時チェック表」、(様式1)及び(様式1)に記載している添付書類を提出してください。

また、福岡市タクシー協会の会員におかれましては、協会への事前連絡を行ってください。

【申請方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。書類に不備がある場合、申請を受け付けることができない可能性がありますので、余裕をもってご提出ください。

- ①メール：申請受付期間内に市担当部署へメール
 - 件名を「【会社名】令和7年度UDタクシー補助申請」としてください。
 - 担当者名及び連絡先を必ず記載してください。
- ②郵送：申請受付期間内に必着
- ③窓口：申請受付期間内に持ち込む
 - 持込日時を事前にご連絡ください。

※車両本体価格が決定していない車両については、概ねの車両本体価格が確認できる見積書（旧価格での見積書等）で交付申請を受け付けます。ただし、車両本体価格決定後、速やか（発注前）に変更事業計画書及び見積書を提出してください。

(2) 交付決定通知

交付申請が認められた場合、(様式4)交付決定通知書を送付いたします。

※市の交付決定日以前に発注・契約を行った場合、補助対象外となります。

(3) 変更・取下げ申請

当初申請の内容について、申請台数など変更がある場合、もしくは申請の取下げを行う場合は(様式5)交付決定変更申請書を提出してください。

(4) 交付決定変更通知

変更交付申請が認められた場合、(様式6)交付決定変更通知書又は(様式7)交付決定取消通知書を送付いたします。

(5) 実績報告

実績報告は、全車両の補助対象事業完了（支払完了日）後から1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「事業完了実績報告書提出時チェック表」、（様式9）及び（様式9）に記載している添付書類を提出してください。

※本市職員が実績調査（検査）を行う場合がありますので、その際はご協力ください。

【提出方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。報告書の確認・修正等に期間を要するため、早めに提出してください。

①メール：件名を「【会社名】令和7年度UDタクシー実績報告」としてください。

担当者名及び連絡先を必ず記載してください。

②郵送

③窓口：持込日時を事前にご連絡ください。

(6) 額の確定通知

実績報告の内容を審査し、適切と判断した場合、（様式10）額の確定通知書を送付いたします。

(7) 支払手続き

額の確定通知書受領後は、速やかに（様式11）支払請求書を提出してください。

【提出方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。

①メール：件名を「【会社名】令和7年度UDタクシー支払請求書」としてください。

担当者名及び連絡先を必ず記載してください。

②郵送

③窓口：持込日時を事前にご連絡ください。

支払請求書受領後、補助金を交付します。

5. 財産処分の承認

- 本事業で取得した財産は、車両登録日から3年間処分（廃棄や譲渡等）はできません。
- 3年以内に処分される場合は、福岡市交通計画課へ事前に連絡し、（様式12）財産処分承認申請書を提出してください。

※処分理由によっては、補助金の返還が必要となる場合があります。

※処分の種類によっては、財産処分の承認後に追加資料を求める場合があります。

（売買契約書、廃車証明書 等）

※処分の種類

- ・ 交付の目的外使用（使用の本拠の位置の市外への変更、タクシーとして使用しない等）
- ・ 譲渡（所有者の変更 等）
- ・ 交換
- ・ 廃棄
- ・ 貸し付け（処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更 等）
- ・ 担保

等

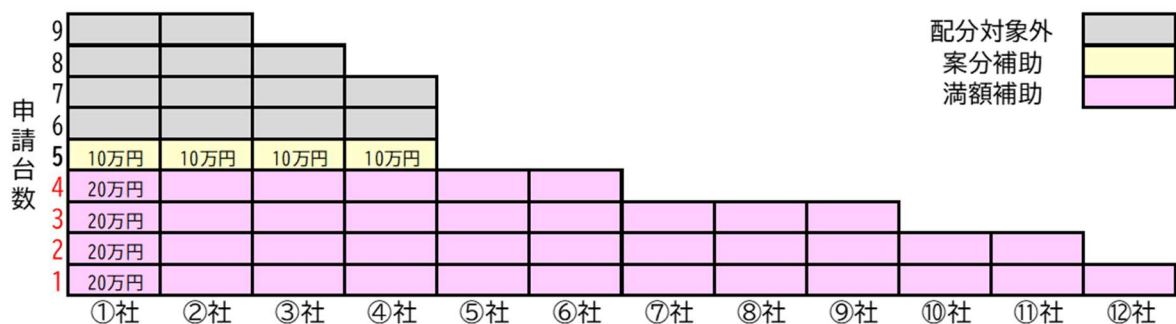
6. 保存期間

- 申請書及び関連する資料は、補助事業の完了年度から5年間保存してください。

7. 配分方式

- 申請台数が予算残額を超えた場合の配分方式については以下の通りとします。
例. 予算残額が40台分（800万円）で募集期間内の申請台数が50台（12社）の場合
 - ・1台ずつ割り振りを行い、4台目までは満額を補助（38台分）
 - ・残り2台分（40万円）を5台目（4社）で案分
(40万円/4社=10万円)

※ この配分方式により、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。



8. 市担当部署

部 署 福岡市住宅都市みどり局都市計画部交通計画課
住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話番号 092-711-4393
E-mail kotsukeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp